

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和8年(2026年)1月22日作成)

[所管:総務部 法務・コンプライアンス課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市情報公開条例	第11条第1項及び第2項	行政文書の開示請求に対する決定	A	A
2	個人情報の保護に関する法律	第82条	保有個人情報の開示請求に対する措置	A	A
3	個人情報の保護に関する法律	第93条	保有個人情報の訂正請求に対する措置	A	A
4	個人情報の保護に関する法律	第101条	保有個人情報の利用停止請求に対する措置	A	A
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	行政文書の開示請求に対する決定	
根拠法令及び条項	豊中市情報公開条例第 11 条第 1 項及び第 2 項	
所管部課（室）係名	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係	
審査基準	関係条項	豊中市情報公開条例第 7 条
	基準	豊中市情報公開条例解釈運用基準のとおり
	参考事項	豊中市情報公開条例解釈運用基準
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定（令和 3 年 9 月 10 日最終変更）
	標準処理期間	請求書を受理した日から起算して 15 日以内
標準処理期間	内訳	経由期間 0 日（法務・コンプライアンス課） 処分期間 15 日（各部課）
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	保有個人情報の開示請求に対する措置	
根拠法令及び条項	個人情報の保護に関する法律第82条	
所管部課(室)係名	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係	
審査基準	関係条項	個人情報の保護に関する法律第78条第1項
	基準	豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例、 豊中市個人情報の保護に関する法律施行細則、 個人情報の保護に関する法律に基づく市の処分に係る審査基準のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	令和5年4月1日設定
標準処理期間	標準処理期間	請求書を受理した日から14日以内
	内訳	経由期間 0日 (法務・コンプライアンス課) 処分期間 14日 (各部課)
	設定等年月日	令和5年4月1日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	保有個人情報の訂正請求に対する措置	
根拠法令及び条項	個人情報の保護に関する法律第93条	
所管部課(室)係名	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係	
審査基準	関係条項	個人情報の保護に関する法律第92条
	基準	豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例、 豊中市個人情報の保護に関する法律施行細則、 個人情報の保護に関する法律に基づく市の処分に係る審査基準のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	令和5年4月1日設定
	標準処理期間	請求書を受理した日から30日以内
標準処理期間	内訳	経由期間 0日 (法務・コンプライアンス課) 処分期間 30日 (各部課)
	設定等年月日	令和5年4月1日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	保有個人情報の利用停止請求に対する措置	
根拠法令及び条項	個人情報の保護に関する法律第101条	
所管部課(室)係名	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係	
審査基準	関係条項	個人情報の保護に関する法律第100条
	基準	豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例、 豊中市個人情報の保護に関する法律施行細則、 個人情報の保護に関する法律に基づく市の処分に係る審査基準のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	令和5年4月1日設定
	標準処理期間	請求書を受理した日から30日以内
標準処理期間	内訳	経由期間 0日 (法務・コンプライアンス課) 処分期間 30日 (各部課)
	設定等年月日	令和5年4月1日設定
	備考	